

■ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した雇用の安定及び働き方改革の推進

—強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議の取組と連携した推進—

I ウィズコロナにおける雇用の安定等

1 県内雇用の安定を図るための取組

雇用調整助成金等の活用による雇用維持の取組の支援、企業間マッチング支援による雇用シェアの推進

2 通勤時や職場での感染を防止するための取組

「いのちを大切にするテレワーク実践企業」の登録促進によるテレワークの推進

II ポストコロナに向けた働き方改革の推進

1 中小企業を中心とした働き方改革の実現に向けた取組

長時間労働の是正と生産性向上、同一労働同一賃金の実現、テレワークなど柔軟な働き方の定着、女性など多様な人材の活躍促進に向けた各種支援

2 働き方改革推進期間の実施（7～11月）

- (1) 県内一斉ノーマルデー（月2回実施：毎月第1、第3水曜日）
- (2) 年次有給休暇の取得促進（期間中5日以上取得：毎月1日以上あるいは連続5日以上取得）
- (3) 取引先へのしわ寄せ防止等による長時間労働是正の呼び掛け

3 働きやすい環境づくりへの支援

- (1) 男性育児休業等取得促進キャンペーンの実施
- (2) 職場のハラスメント対策強化月間の実施
- (3) 職場のメンタルヘルス対策強化月間の実施

4 埼玉働き方改革推進宣言（仮称）に向けた検討

「非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言」の見直し